

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	三穂田町下守屋地区 (下守屋)	平成29年8月30日	令和6年3月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	161.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	83.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	54.56 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地区内の農地については、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積6.1ha、今後中心経営体が引き受け意向のある耕作面積が47.3haとなっており、後継者未定の農地については、現状中心経営体が引き受け可能だが、担い手を含む地域の農業者の高齢化が進むことが予測されるため、後継者の育成確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下守屋地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体、その他4経営体が担っていくほか、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合は、中心経営体に位置付け、農地集積・集約化により効率的に活用していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	12 経営体	水稻ほか	58.74 ha	水稻ほか	113.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・担い手への集積・集約化及び農地中間管理機構の活用方針
地区内の農業者が営農を継続することが困難になった場合には、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとし、担い手が効率よく農作業ができるよう農地の集積・集約化についても併せて行っていく。

・地域農業全体について
多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理を行い、地域一体となって農地を守っていく。
また、農業用機械、施設の導入、更新の際には積極的に補助事業等を活用する。